

竹島

TAKESHIMA

かえれ島と海

2月22日は「竹島の日」

日本海に浮かぶ竹島は、歴史的にも国際法的にも、島根県に属する日本の領土です。しかし、1952年1月に韓国が一方的に「李承晩ライン」を設定以来、多数の日本漁船が拿捕されるなど、現在に至るまで韓国による不法占拠が50年以上も続いています。

島根県では2月22日を「竹島の日」とする条例を制定し、竹島の領土権確立に向けた調査・研究・啓発活動に取り組んでいます。皆様方の竹島問題に対する更なる理解と支援をお願いします。

★詳しくは、島根県のホームページ内「Web竹島問題研究所」にアクセス★
<http://www.pref.shimane.lg.jp/soumu/web-takeshima/>

竹島を自国領とする日本側の論拠

江戸時代前期、幕府の許可を得た鳥取藩の米子の大谷、村川両家が漁労活動のため、鬱陵島へ渡海した。このため、鬱陵島のほか、当時、松島と呼ばれた現在の竹島も日本領として認識していた。

1905年の閣議決定を経て、竹島は島根県へ編入された。それは「国際法」的にも合法だった。

島根県へ編入後、日本側は実効支配を行ってきた。

第二次世界大戦後の日本領土を規定した1952年のサンフランシスコ平和条約の発効により、竹島は日本領土として残った。



島根県／竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議

■竹島に関するお問い合わせは
島根県総務部総務課 〒690-8501 島根県松江市殿町1番地 TEL 0852 (22) 6766 FAX 0852 (22) 5911
竹島・北方領土返還要求運動島根県民会議
〒690-0033 島根県松江市大庭町1751-13(島根青少年館内) TEL 0852 (21) 2818 FAX 0852 (21) 2730